

奨学金のご案内

※本校では下記の奨学金を取り扱っています。

※日本学生支援機構の予約採用（進学前の申込み制度）については、在学している高等学校等にご確認ください。

奨学金名	月 額		備 考	
函館厚生院 特別奨学生 奨学金	無 利 子	授業料相当額 35,000円	○対象は函館厚生院看護専門学校に在学し、将来看護師等として函館中央病院または函館五稜郭病院においてその業務に従事しようとする成績優秀者で、各年次6名以内です。 ○貸与期間は1年間です。 ○申請時期は、 <u>1年次が10月、2・3年次が4月</u> です。 ○卒業した日から13ヵ月を経過する日までに看護師等の免許を取得し、速やかに函館中央病院または函館五稜郭病院に常勤の看護師等として採用され、引き続き貸与相当期間、看護業務に従事されると返還が免除されます。	
函館厚生院 学修支援 奨学金	無 利 子	授業料半額相当額 35,000円	○対象は函館厚生院看護専門学校の3年次に在学し、将来看護師等として函館中央病院または函館五稜郭病院においてその業務に従事しようとする方です。 ○貸与期間は1年間です。 ○申請時期は、 <u>3年次の4月</u> です。 ○卒業した日から13ヵ月を経過する日までに看護師等の免許を取得し、速やかに函館中央病院または函館五稜郭病院に常勤の看護師等として採用され、引き続き貸与相当期間、看護業務に従事されると返還が免除されます。	
北海道 看護職員養成 修学資金 (一般修学資金)	無 利 子	36,000円	○対象は看護師養成施設に在学し、将来道内において看護業務に従事しようとする方で、各年次4名以内です。 ○6月申請、7月決定通知及び初回貸付。以後毎月貸付されます。 ○北海道が定める特定施設に貸付を受けた年数の1.5倍以上勤務した場合、返還が免除されます。※札幌市・旭川市・函館市に所在する病院は特定施設に該当しません。	
独立行政法人 日本学生 支援機構 奨学金 (マイナンバー 提出が必要 となります)	貸 与 奨 学 金	第一種 (無 利 子)	自宅通学 最高月額 53,000円 2・3・4万円 自宅外通学 最高月額 60,000円 2・3・4・5万円	○学力基準：高等学校等における申込み時までの全履修科目の評定平均値が5段階評価で3.2以上であること。 ○家計基準： <u>世帯人数ごとに設定された収入基準額以下であること。</u> ○申請時期は <u>進学後の5月、支給開始は6月頃</u> です。 ○貸与月額は選択できます（途中で変更可能、ただし最高月額は基準あり）。 ○貸与始期は4月です。 ○返還は、貸与終了月の翌月から数えて7ヵ月目に始まります。
		第二種 (有 利 子)	20,000円 ～120,000円 (10,000円刻み)	○学力基準：高等学校等における申込み時までの全履修科目の学習成績が平均水準以上等であること。 ○家計基準： <u>第一種の基準よりもゆるやか</u> です。 ○申請時期は <u>進学後の5月、支給開始は6月頃</u> です。 ○貸与月額は選択できます（途中で変更可能）。 ○貸与始期は4月～9月の希望月からになります。 ○返還は、貸与終了月の翌月から数えて7ヵ月目に始まります。 ○年利率上限3%（在学中は無利子）。
	給 付 奨 学 金	12,800円～ 75,800円 (収入基準等の審査 や通学形態により 決定される)	<採用された場合、授業料等減免制度の対象者になり、授業料や入学金の費用負担軽減を受けることができます。> ○対象は住民税（市区町村住民税所得割）非課税世帯等の収入基準や人物・学力基準を満たした方です。 ○給付始期は4月で、 <u>支給開始は6月頃</u> です。 ○貸与奨学金も併せて利用することができますが、第一種奨学金を利用する場合は、 <u>第一種奨学金の月額が調整</u> されます。	

※本校が窓口ではありませんが、下記のような奨学制度や教育ローンもあります。

詳細につきましては、各市町村等の担当窓口にお問い合わせください。

- ・「各市町村の奨学金制度」 各市町村
- ・「生活福祉資金貸付制度」 各市町村社会福祉協議会
- ・「母子寡婦福祉資金貸付制度」 各市町村
- ・「国の教育ローン」 日本政策金融公庫（最寄りの金融機関）